

【基調報告】

# 《科学・人権・自立・共生の性教育》と包括的セクシュアリティ教育

田代 美江子

TASHIRO MIEKO

埼玉大学教員、本誌副編集長

## はじめに

“人間と性”教育研究協議会（性教協）が目指す性教育の理念として、《科学・人権・自立・共生》が明示されたのは、1995～97年にかけて刊行された『シリーズ 科学・人権・自立・共生の性教育』全8巻（あゆみ出版、以下「シリーズ本」）であったという<sup>(1)</sup>。

性教協設立の発起人の一人である村瀬幸浩は、「シリーズ本」第1巻の中で、「《科学・人権・自立・共生》の考え方は、すでに設立趣意書に基本的に盛りこまれ表現されている」と述べ、この性教育の理念を「今後ますます意識を強めてその表現内容の充実発展に取り組む必要がある」と呼びかけている。実際、《科学・人権・自立・共生》は、各地で性教育の実践と研究に取り組むサークルにも浸透し、合い言葉のように使われてきた。

本稿では、性教協が性教育の理念として掲げ

てきた《科学・人権・自立・共生》が、どのような背景をもって提起されたのかをあらためて確認するとともに、これらの4つのキーワードの関係を考えてみたい。また、性教協の設立から40年を迎える今、《科学・人権・自立・共生の性教育》が、国際的に拡大しつつある包括的セクシュアリティ教育との関連でどのような意味をもち、課題がどこにあるのかについても確認したい。

## 1. 《科学・人権・自立・共生》という理念の背景

村瀬は、「シリーズ本」の中で、性教育の教育内容を考える際には、「科学に立脚した内容であること、性を人権としてすべての人びとに共通する課題として認識すること、そして自立と共生を推し進める方向性をもつこと」<sup>(3)</sup>が重要であるとしている。以下では、この村瀬の把握

(1) 村瀬幸浩「性教育の設立趣意書が書かれた背景—科学・人権・自立・共生の性教育への道のりー」、『季刊セクシュアリティ』51号、2011、p.97。

(2) 村瀬幸浩「2 性教育とは何か その理念と目標」、「人間と性」教育研究協議会編『シリーズ 科学・人権・自立・共生の性教育 1 性教育 その考え方・進め方』あゆみ出版、1996、p.14。

(3) 同上。

をふまえ、「科学」「人権」「自立と共生」という3つの枠組で、これらのキーワードがどのような文脈の中で語られてきたのかを、性教協の創立を担った村瀬と山本直英の論考を中心に見ていくたい。

## (1) 「科学」—道徳的規範を押しつける性教育の否定／性への偏見の払拭

性教育が科学的でなければならないという考え方には、「シリーズ本」に先立ち、性教協が設立された翌年の1983年から86年にかけて刊行された『人間と性の教育（全6巻）』<sup>(4)</sup>の「『人間の性と教育』シリーズ刊行にあたって」（以下「刊行にあたって（1983）」）の中で、次のように述べられている。

とくに、近来、青少年の問題行動が目立ち始めると、性教育に性非行防止の期待が寄せられ、何かを防止し、何かを規制し、はては、子どもたちを指導しながら管理するような次元に性教育を転げる傾向すらある。……中略……おとなたちが性急に、子どもたちに「こうあるべきだ」とせまる説教であってはならない。子どもたちを他律して枠づけるのではなく、彼らの発達段階に応じて、人間の性（ヒューマン・セクシュアリティ）を科学的、学際的に学習し、自ら啓蒙して自他への豊かな心情を育むように方向づけるのでな

ければならない。

つまり、「科学教育」としての性教育は、道徳的な規範を子どもたちに押しつけるような教育への明確な否定だったといえる。性教育が「道徳主義的・純潔至上主義的な傾向」になることへの批判は、「趣意書」にも明示されている。「趣意書」を作成する段階で、「性に関する科学的な理解」を性教育の基礎に据えることを明確に打ち出せた一つの要因として、村瀬は、「私たちはすでに64年に設立されたSIECUS（アメリカ性情報性教育評議会）の考え方や研究動向について日本性教育協会（72年設立）などから情報を得ていた」<sup>(5)</sup>ことをあげ、「科学」という表現につながったことを述べている。

「シリーズ本」の段階で、村瀬はさらに、「いいかげんな情報、興味本位の風聞」などによつてもたらされる「性への偏見を払拭」するために、「性の事実、性の科学に基づいた学習」が必要だとしている。言い換えればこれは、科学的な性の学習によって、性のネガティブなイメージをポジティブなものに置き換えていくという性教育のあり方につながるものである。

## (2) 「人権」—生涯にわたる「性と生」／性の多様性／プライバシー

「人権」というワードは、「性と生」といった表現とセットで登場する。例えば、「刊行にあたって（1983）」の中で、性教協は、「個人の性と生

(4) “人間と性”教育研究協議会編・佐橋憲次・山本直英・村瀬幸浩／編集、『人間と性の教育』全6巻、あゆみ出版、1995－97。

(5) 前掲、村瀬幸浩「性教育の設立趣意書が書かれた背景—科学・人権・自立・共生の性教育への道のりー」p.92。

において自立することを目指す」性教育によって、「日本に欠落していた人権としての性の尊重と、豊かで創造的な男女関係の確立を求めようとする」のだとしている。「シリーズ本」の山本による「《科学・人権・自立・共生の性教育》－シリーズ8巻発刊によせて」（以下「発刊によせて（1995）」）の中でも、日本には「『性』を『生』と同様に『人権』としてみる見方の育成」が立ち後れていると指摘している。これは、性を「一生の中に積極的に位置づける」、「人間存在そのものとかかわる生涯の課題と考える」といった、村瀬の示す性教育の理念と一致するものだと解釈できる。

一方で村瀬は、「趣意書」に示されていた「人間の尊重」が「人権」になっていく背景として、1987年のアメリカ研修旅行での同性愛者との出会いをきっかけに、翌年に発足する「同性愛プロジェクト」の影響があったと述べている<sup>(6)</sup>。山本は、「シリーズ本」1巻の中で、「人権感覚」「人権尊重」の問題として、「多様なセクシュアリティ」について多くの紙幅を割き、「多様なセクシュアリティを学ぶことは性教育での大切な要素」であるとしている。

さらに、山本は、「多様な様相」をもつ「個人のセクシュアリティ」は、「個人にもっとも密着したプライバシー」であり、「プライバシーとは明らかに人権なので、『性』そのものも人権であ

る」<sup>(7)</sup>という論理を展開する。山本は、この文脈の中で、「セクシュアル・ハラスメント」や「女子中高生たちの性の売買」、芸能人の性的スキャンダルが「日常的なネタ」になることなどを「人権の視点の欠如」の結果として指摘している。

### （3）「自立と共生」一貫性・多様性を認め合うこと／関係性の中で問われる主体性

「刊行にあたって（1983）」の中には、「これから性教育は、個人の性と生において自立することこそ目指さなければならない」とある。村瀬によれば、性教協設立当初は「科学、人権、自立のための性教育」という表現がなされており、「共生」という用語は村瀬の提案によって後に加えられていくことになったという<sup>(8)</sup>。

村瀬は「シリーズ本」1巻の論考の中で、「『自立』と『共生』とは相互に関連しながら影響を与え合いながら次第に達成していくもの」<sup>(9)</sup>と述べている。同じ論考の中で、村瀬は性教育の目標として次の5つをあげている<sup>(10)</sup>。

- ①からだ・いのちの主体者として育てる
- ②生きる自信と自己肯定の感覚を育てる
- ③自らの性的な成長を見通し、性別自認（自己受容）を深めるとともに、多様な性への理解をすすめる
- ④対等平等な性関係、人間関係を創造するという意識とイメージを育てる

（6）前掲、村瀬幸浩「性教育の設立趣意書が書かれた背景—科学・人権・自立・共生の性教育への道のり—」p.97。

（7）山本直英「1『自立と共生』の時代に向かう『セクシュアリティ』とは—“人間の性”をどう考えるか—」、「シリーズ 科学・人権・自立・共生の性教育 1 性教育—その考え方・進め方」pp.11-12。

（8）浅井春夫／田代美江子／村瀬幸浩／渡辺大輔「座談会『日本における包括的性教育の手引（試案）』を考えるにあたって」、「季刊セクシュアリティ」65号、2014、p.5。

（9）前掲、村瀬幸浩「2 性教育とは何か その理念と目標」p.14。

（10）同上、pp.16-19。

⑤自律的な性行動、自己決定の考え方を育てる

解説をみると、すべての目標の中で「自立と共生」が目指されており、例えば、②では家族や婚姻関係といった「共生スタイルの多様化」への視点が強調されている。⑤の目標においても、「人間の性は文字通り人ととの関係において具体化され表現されるものである。したがっていつも自からが主体となって能動的にかかわっていくばかりではなく、相手からの働きかけに対してどうこたえるかという形での主体性もたえず問われるものである」とあり、「自立」と「共生」が分かちがたく結びつけられている。

村瀬はまた、「共生」が定着していく背景には、「マイノリティの性」に対する課題の意識化があったとも述べている<sup>(11)</sup>。確かに、山本は、「《自立と共生》の時代に向かう『セクシュアリティ』とは」(「シリーズ本」第1巻)の中で、「マイノリティの方々(同性愛者・心身障害者・HIV感染者など)」との出会いを意識した、「多様な人々を差別しない子ども、思いやりという『共生』するための心情を身につけた子どもを育成できるのではないか」と述べ、「『自立』のためには、個性や個人の性が認められ、『共生』のためには、多様な生き方や性を認めあわなければならない」としている。

## 2. 科学・人権・自立・共生という枠組み

### (1) 科学・人権・自立・共生の並び

村瀬は、科学・人権・自立・共生というワードについて、「科学から始まって」、「人権、自立っていうように続いていって」、「一番最後にくるのが共生、つまり関係性とか多様性っていう順番」だったと述べている<sup>(12)</sup>。上で確認してきたそれぞれのワードの背景や意図との関連でみると、これらのワードの並びには、性教協が目指そうとする性教育の課題の発展段階が表れている。もちろんそれは、単純に並べられるものではないが、戦前からの道徳主義的で性差別的な「純潔教育」の批判から科学教育としての性教育が意識されてきた。そして、性教協の活動の中で企画されたアメリカ研修旅行での同性愛者との出会いとそこで獲得した新たな知見をもとに、セクシュアル・マイノリティの人権問題を性教育の課題として引き取っていくのである。

また、徳目を押しつける道徳主義的な教育への批判から必然的に立ち現れるのが、「性的自己決定」「性的自立」といった、科学的な知識や情報から自分の力で自分の行動を選択していくといった目標だといえる。さらに、人権に関わる多様性と関わっての「共生」、そして独りよがりではない「自己決定」のための「共生」が、性教育の重要な課題として位置づけられていく。ここからは、「自立と共生」だけではなく「人権と共生」という枠組みも見えてくる。

(11) 前掲、浅井他「座談会『日本における包括的性教育の手引(試案)』を考えるにあたって」p.5。

(12) 同上。

## (2) 科学・人権・自立・共生の関係

《科学・人権・自立・共生》といった理念の背景や流れを意識しながら、これらのキーワードの関係をあらためて考えてみたい。

『季刊セクシュアリティ』65号で行われた座談会の中で、浅井春夫は、山本が「科学と人権は方法論、自立と共生は目的論」と説明したということを述べている<sup>(13)</sup>。浅井自身は、「科学はどの分野についても重要な柱」、「人間の性、性教育の問題を考える上で一つの基本的なスタンスであり方法でもある」とし、人権は「人間の尊厳を徹底するあり方という点でいえば方法論でもあり、人権の尊重という点でいえば目的論でもある」と述べている。そして、「科学というのは性教育のアプローチの方法であり、研究のスタンス」であって、他の「人権・自立・共生」とは「かなり違うように思う」と述べている。この浅井のとらえ方は、1で確認してきたそれぞれのワードの背景からも的確だと考えられる。

この座談会の中で、渡辺大輔は「科学の『正しさ』」が変わってきていることから、「科学」そのものも問い合わせていく必要があると述べている。渡辺のこの指摘は重要である。「科学」という時、多くの場合、自然科学の分野を連想するが、社会科学もまた科学であり、しかも、自然科学も社会のあり方と無関係には成立しない。このことは、ジェンダー研究の中で明らかにされてきた「ジェンダーがセックスを規定する」というテーゼにも端的に表れている。つまり、生物学的な性に関する「知」＝セックスもまた、

ジェンダー規範を内面化した人間によってつくり出されたものだということである。さらに、自然的社会的な環境の中に生きる人間のウェルビーイング（幸福）を実現するための科学であるためには、人権の視点は不可欠である。

このことを踏まえれば、「人権を基盤にした科学」といったアプローチ・方法論のもと、「人権／自立と共生」を学ぶという構造が浮かび上がる。

## 3. 包括的セクシュアリティ教育と《科学・人権・自立・共生》

最後に、性教協が性教育の基本理念としてきた《科学・人権・自立・共生》について、包括的セクシュアリティ教育の視点から、あらためてその位置づけや意義を考えたい。そのためには、ユネスコ編『【改訂版】国際セクシュアリティ教育ガイダンス』（以下『ガイダンス』）の中で定義づけられている包括的セクシュアリティ教育の特徴や目的を、「方法論」と「目的論（方向性）」という観点から確認する。

『ガイダンス』の中で包括的セクシュアリティ教育の目的は、子ども・若者が「かれらの健康とウェルビーイング（幸福）、尊厳を実現すること」、「尊重された社会的、性的関係を育てるここと」、「かれらの選択が、自分自身と他者のウェルビーイング（幸福）にどのように影響するのかを考えること」、そして「かれらの生涯を通じて、かれらの権利を守ること」を励ますことだ

(13) 前掲、浅井他「座談会『日本における包括的性教育の手引（試案）』を考えるにあたって」p.6。

とされている<sup>(14)</sup>。

また、「包括的セクシュアリティ教育（CES）とは何か」という節では、以下の10点がその要件としてあげられている<sup>(15)</sup>。

- ①科学的に正確であること
- ②徐々に進展すること
- ③年齢・成長に即していること
- ④カリキュラムベースであること
- ⑤包括的であること
- ⑥人権的アプローチに基づいていること
- ⑦ジェンダー平等を基盤にしていること
- ⑧文化的関係と状況に適応させること
- ⑨変化をもたらすこと
- ⑩健康的な選択のためのライフスキルを発達させること

①～⑦は方法論に、⑧～⑩は目的論に関わる内容となっている。⑧は方法論のように読めるが、その内容を確認すると「特定の環境での文化的構造、規範行動が人々の選択や関係性に影響を与える方法を調べ、理解し、挑戦する学習者をサポートすることで、人間関係における尊敬と責任を育成する」とあるように、学習者の到達課題が示されている。

## （1）「科学的」ということ

『ガイダンス』は、そのタイトルに「科学的根拠に基づいたアプローチ」という副題が付されている。ここでいう「科学的」であることの意味は、包括的セクシュアリティ教育の成果が科

学的根拠によって証明されているという意味である。科学的に証明されているということは、包括的セクシュアリティ教育が、「子ども・若者が正確で年齢に適した知識や態度、スキルを身につけることを可能にする」<sup>(16)</sup>ということであり、「人権尊重、ジェンダー平等と多様性を含む肯定的な価値観、そして、安全で健康的で肯定的な関係性を構築するための態度とスキル」を学習者が獲得できるということである。

加えて、上記の①にある「科学的に正確であること」では、「包括的セクシュアリティ教育は、性と生殖に関する健康、セクシュアリティ、行動、態度といったことに関する事実と科学的根拠によって構成される」とあり、学習の内容が科学的であることも示されている。

## （2）「人権」に関わって

⑥の「人権的アプローチ」は、包括的セクシュアリティ教育が、「子どもや若者の権利も含む普遍の人権と、健康、教育、情報における平等と非差別に対するすべての人の権利の理解に基づく」いて実践されるということである。

同時に、包括的セクシュアリティ教育では、子ども・若者が「尊重された社会的、性的関係」をつくり、生涯を通じて自らの権利を守る主体となることが目指されている。方向性を示すと考えられる⑧～⑩においても、「人間関係における尊敬（⑧）」「自尊心、人権やジェンダー平等の尊重を育成する（⑨）」「互いを尊重し健康的

(14) ユネスコ編／浅井春夫他訳『【改訂版】国際セクシュアリティ教育ガイダンス』明石書店、2020、p.28。

(15) 同上、pp.28-31。

(16) 前掲、ユネスコ編／浅井春夫他訳『【改訂版】国際セクシュアリティ教育ガイダンス』明石書店、2020、p.20。

な関係性を築くこと（⑩）」といった人権に関する表現が含まれている。特に改訂版『ガイダンス』では、新たに組み替えられたキーコンセプトの中に「人権」という言葉が明示され（「2. 人権、文化、セクシュアリティ」）、学習の課題として明確に位置づけられている。

### （3）「自立と共生」につながるもの

『ガイダンス』の中では「自立（independence）」、「共生（symbiosis）」といった言葉はほとんど出てこない。しかし、上記にあげた包括的セクシュアリティ教育の目的は、まさに「自立と共生」につながるものである。⑨においても、「包括的セクシュアリティ教育は、若者が自分の意思決定や行動、および他者に影響を与える可能性のある方法について責任をもてるよう」にすることがあげられ、⑩では「情報に基づいて熟考し、意思決定できること、効果的にコミュニケーションと交渉を行うこと、自分の主張ができる」スキルが、互いを尊重し健康的な関係を「家族、仲間、友人、恋人、性的パートナー」と構築するのだとしている。

しかも、包括的セクシュアリティ教育の中で目指されている人間形成観は、自分と関係する他者だけに閉じられたものではない。「包括的セクシュアリティ教育は、個人とコミュニティのエンパワーメント、批判的思考スキルの促進、若者の市民権の強化をすることにより、公正で思いやりのある社会の構築に貢献する（⑨）」とあるように、差別や暴力を批判的にとらえ、それに対抗するスキルを培い、コミュニティ、そ

してよりよい社会の構築に主体的に関わる人間形成が目指されている。

以上の分析を踏まえて、あらためて《科学・人権・自立・共生》という理念の意味を考えるとき、この4つのキーワードが、包括的セクシュアリティ教育を実現するための方法論や目指す人間形成観と重なり合うものであることがわかる。一方で、これらの4つのキーワードの関係においては、「人権と科学」を基盤としたアプローチ、方法論のもと、「科学・人権・自立・共生」はすべて学習の目的、方向性でもあるととらえることができる。このとき、人権は共生の前提であり、自立と共生は不可分なものである。

## おわりに

---

以上で確認してきたことは、性教協が《科学・人権・自立・共生》という理念を大切にしながらその実践と研究に取り組んできた道のりが、まさに包括的セクシュアリティ教育の実現の道のりに他ならないということである。

最後に、この理念の可能性と課題に触れておきたい。なぜなら「理念」というものは、当然のことながら具体的な形にする必要があるものであり、それが人権を基盤とする教育の理念である限り、常に新しい課題に敏感に対応していく必要があるからである。

その課題の第一は、これまでと同様、子ども・若者たちの人権課題に敏感に対応していくということである。これまででも、性教協の中で、同

性愛者との出会いが新たな人権課題として認識され、それが性教育における《人権》学習の課題として位置づけられてきた。「子どもの権利条約」が、「子どもの権利のカタログ」であるとともに「子どもの権利侵害のリスト」でもあるといわれているように、ある権利侵害状況が意識化され、認識されてはじめて、その「権利」は具体的な課題となり実現に向かうことができる。《人権》という理念を掲げている限り、子ども・若者たちの権利侵害の状況に敏感に応答していくことが求められるはずである。

第2に、人間の《自立》とは何か、そして《共生》とはどういったことなのかについても、あらためて問い合わせ直す必要がある。なぜなら、「人権」が立ち現れる近代市民社会における人間の「自立」は、男性をモデルとした強い個人が前提とされており、私的・公的領域を問わず、育児や介護といったケア労働を担ってきた女性にとって「自立」はそもそも困難なのである。シングルマザーの貧困問題や、新型コロナウイルス感染拡大下で多くの非正規雇用の女性が置かれている厳しい状況は、不公正な社会の結果である。

(17) エヴァ・フェーダー・キティ（岡野八代、牟田和恵 監訳）『愛の労働あるいは依存とケアの正義論』白澤社、2010、p.79。

しかし、フェミニズムの理論の発展の中で、「依存は、人間の条件の一つの特徴」であり、その生涯において依存状態を経験しない人間は存在しないというごく当たり前の事実を前提に、エヴァ・フェーダー・キティは「ケアの正義論」を展開している<sup>(17)</sup>。キティは「これまで慣れ親しんできた個人にもとづく平等ではなく、つながりにもとづく平等の基盤が形成される」必要性を主張する。この「ケアの正義論」の立場、つまり依存を人間の条件と認める立場に立てば、自立と依存は矛盾しない。

性教協が追求する包括的セクシュアリティ教育が、「公正で思いやりのある社会の構築に貢献する」ためには、「自立」のあり方をあらためて問い合わせ直す中で、「自立と共生」の実現を展望する必要がある。

\*本稿は、本誌101号掲載論考を再掲したものです。

田代 美江子（たしろ みえこ）

埼玉大学教育学部教員、一般社団法人“人間と性”教育研究協議会代表幹事、『季刊セクシュアリティ』副編集長。専門分野はジェンダー教育学。特に、近現代日本における性教育の歴史、ジェンダー・セクシュアリティ平等と教育をめぐる諸問題を主な研究テーマとしている。公立中学校をフィールドに、包括的セクシュアリティ教育の実践づくりに教員と協働で取り組んでいる。

